

# [研究ノート]

## 小学校及び中学校における消費者教育の現状について（上）

山 田 壽 一

〈目次〉	はじめに
	1 調査概要
	2 アンケート結果
	おわりに
	(添付資料)
	調査用紙

## はじめに

平成22年及び平成24年にわたり、消費者基本法第17条に対応する国及び地方公共団体の具体的取り組みについての調査を行い、その結果はすでに報告したとおりである。その際、学校現場における消費者教育の現状について調査することを今後の課題として掲げておいた。

「消費者基本法」が平成16年5月に成立した後、「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年8月に成立した。その第3条（基本理念）において「…3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々の場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策と有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。」が、また、第5条（地方公共団体の責務）では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じて施策を策定し、及び実施する責務を有する。」が規定されている。また、第11条（学校における消費者教育の推進）では「国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。」とある。

そこで、今回課題であった学校現場における消費者教育の現状について特に小学校と中学校における消費者教育の現状について調査を行った。その結果について報告するとともに現状について検討していきたい。

## 1 調査概要

調査対象は、本学がある千葉県の我孫子市と近隣地区である白井市の小学校及び中学校を対象とした。我孫子市（以下A市）における調査対象数は小学校10校、中学校6校 合計16校、白井市（以下B市）は小学校9校、中学校5校で合計14校である。自治体による特徴を見るた

めに、集計は各市ごとにおこなった。

調査方法は、訪問留置調査である。各自治体の教育委員会に調査依頼をし、調査用紙をメールあるいは持参した。その後は各教育委員会より回答期限を区切り市内の小中学校に調査依頼をしていただいた。回収は一括して教育委員会よりメールあるいは教育委員会に出向き受取方法をとった。確認後、不明な点については電話あるいは訪問の上問い合わせを行った。

調査期間は平成26年7月28日より10月31日までである。アンケートの回収は同年9月22日より11月10日である。

設問項目は5項目であり、それぞれ以下の通りである。

設問Ⅰ 消費者基本法第17条において「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する必要な施策を講ずるものとする」また、消費者教育の推進に関する法律第2条において「この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう」とありますが、『消費生活に関する教育』とは具体的にどのようなお考えでしょうか。

設問Ⅱ 貴学において、『消費生活に関する教育』をどのように実施しておりますか。

できるだけ具体的（実施した科目名・講座内容・講義時間等）にお教えてください。

また、当該区域の社会的、経済的状況に応じた独自の講義内容を提供しておりますか。

質問Ⅲ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施する際、何か課題や問題点がありましたか。あった場合、それらに対しては、どのように対応されましたか。また、課題として残ったものはありますか。

設問Ⅳ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施した結果、児童及び生徒たちの反応はいかがでしたか。また、どのような成果が見られましたか。

設問Ⅴ 貴学においては、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を何か講じていますか。また、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進していますか。

## 2 アンケート結果

「設問Ⅰ」は、『消費生活に関する教育』の授業を行うに際し、担当教員は消費生活に関して、どのようにとらえているのかを把握するため最初にこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

### A市

- 1 小学校においては、家族がはたらいて得た収入によって安心して家族が生活できることを知らせることが大切であると考えます。
- 2 小学校学習指導要領に基づき指導している。  
物や金銭と使い方と買物について、
  - ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。
  - ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。
- 3 ・物を大切に使用したり、無駄使いにならないように考えてお金を使えたりするように指導すること。
- 4 実際に買い物体験して消費者としての経験をしたり、生産者側の思いを知り、消費者としてどのような選択をしたらよいかを考えたりすることと考えます。
- 5 小学校においては、社会科で3年生、家庭科で5年生、買い物について学習する。買物をするときには、どの様な点に気をつけるのか、考える。また、必要以上に衝動的に購入することのないよう、どのような商品を選と良いのかを考える。金銭感覚として、現金だけでなく、カードや電子マネーについて学ぶ。
- 6 小学校における消費生活に関する教育とは、とりわけ家庭科を中心とした学習に相当するものと考えます。家庭科学習では、家庭生活をよりよくしようとする心情を育成することを一つの目的としている。
- 7 本校児童が将来において主体的に消費者市民社会に参画するための知識を身につけるとともに、消費者問題の被害者にならないようにするため。さらに合意的意思決定のできる消費者育成のため。
- 8 細かく分業化された、現代社会において「自給自足」という言葉は死語に近く、消費生活は必要不可欠である。又価値観の多様化や、ICTの発達した社会において「消費者が王様」で有り続けることはむ

ずかしい。したがって将来賢い消費者として豊かに生活していくためには、小学校段階で消費や、流通、製造などの社会のしくみを十分勉強することと、体験的な学習の機会をできるだけ多くして「消費生活に関する教育」を実践していきたい。

- 9 消費生活に関する教育とは、生活を支える物や金銭の大切さを学ばせ物や金銭を自分が生きていく中で、計画的に執行できる力をつけさせる教育。  
衣食住の全てにおいて、満ち足りた生活環境が子ども達を取り巻いている。その中で、「もったいない。」という精神を大切にし、環境にやさしい行動をとるための下地となる教育。  
リサイクル、リユース、リデュースの3Rに関心をもち、協力できる態度を育てる教育。  
総合的に言えば、「生きる力」の源。常に自分の生活と結びつけて考えさせる教育。
- 10 小学校での消費者教育と考えると、一番に思い浮かぶ内容は「お金の使い方」になってくる。日常の中で親からもらう「おこずかい」やお正月の「お年玉」などがあるが、それを自分自身で考えてどう使っていくのかを考える力を身につけるのか大切だと思う。お金を「ためる」「使う」または「寄付する」などのその場で本当に必要な使い方を選択して行動することで、自分の生活を安全・安定させてより豊かな生活を育んでいく力を身につけさせることであると考えている。
- 11 『消費生活に関する教育』とは、日常の消費生活に対する経済活動のしくみを理解させ、将来の生活において活用できるように教育すること
- 12 消費活動において、全体の利益を守る行動、自分が被害に遭わないための行動を指導することと考えます。  
具体的には以下のことを考えています。
  - ・食の安全に関する教育（正確な情報、風評被害の防止）。
  - ・インターネットの利用の有益性と弊害。
  - ・悪質な商法の被害に遭わないための教育。
  - ・災害等、非常時における消費行動（買い占め防止、備蓄等）。
  - ・クーリングオフなど、法的な内容。
  - ・消費トラブルに巻き込まれたときの対応。

13 商品の生産過程や流通について学習し、私たちの手元に商品が届くまでには多くの人の努力や苦労があることを理解させる。そのうえで、消費者として、どのような姿勢で手に入れた商品を扱っていくべきかを考えさせる。また、商品の契約等をめぐるトラブルに巻き込まれないように、賢い消費者となるための基本を身につけると同時に、それに対処するための方法を理解させてく。

14 中学校では、3学年の公民分野で消費生活について学習することになっている。この学習では生徒が将来、消費生活を営んでいくためにはどうしたら良いか。という課題を立てて学習している。その課題のもと以下の①～③の観点から、生徒自身で教科書や資料集、補助資料を利用して課題を解決していく授業を行っている。

- ① 商品の選択について
- ② 収入と支出のバランスについて
- ③ かしこい消費者になるために

働いて給与をもらっているわけではない中学生にとって消費生活は漠然とした内容になりがちである。どのように授業を展開したら消費生活について生徒が主体的に考えることができるのか。ということを考えながら指導を行うようにしている。

15 中学校の「家庭科」において、「わたしたちの消費と環境」の題材があり、その中で商品の購入・生活情報の活用・表示の確認・販売方法・様々な支払い方法・消費者としての自覚・消費者の権利と責任・消費者を取り巻く問題・中学生の消費問題・トラブルへの対処などを学習している。

「公民」では、コンビニ店長になってみよう・消費生活（商品の選択・収入と支出）・消費者の権利（あふれる商品・消費者問題と行政の対応・自立した消費生活）・消費生活を支える流通（商品が手に届くまで・商業の役割・流通の合理化）について学習している。また、キャリア教育の一貫として行われる「職場体験学習」において、販売側に立つことによって、消費者としての視点を育成することも「消費生活に関する教育」として捉えている。

16 「消費生活に関する教育」は公民的分野の経済学習において、学習することになっている。ただし、経済の学習だけでは「消費生活に関する教育」は難し

い。商品の多様化に伴い、消費者にとっては、まず正しい情報が必要である。どの情報が正しいかメディアリテラシーの観点を持ち商品を買うか買わないかの判断力が必要であると考え。また、食品の安全性を求めると、地産地消が今後ますます重要になると考えている。地域の産業についての理解も必要になると考えている。

#### B市

1 現在の消費生活は、直接的な取引だけでなく、インターネットや通信販売等多岐にわたる方法がある。その中には悪質な商法もあり、トラブルに巻き込まれる事例も数多くある。携帯電話やパソコンを活用する児童は、とても多くなっており、トラブルに巻き込まれる可能性がある。

そこで、小学校でも発達段階を踏まえ、直接的な消費からさまざまな消費について学習していく必要があると考えている。

2 家庭科において、調理実習などで自分たちで材料などを購入する計画を立て、実際に物を選び、買い方を考え購入するようなこと。

3 物品の流通について理解し、消費者として正しい判断を行い、生活に役立てていくこと。

4 物を買う時に、賢い買い方を教えること。

- ・無駄なお金を使わない。
- ・ごみを減らす買い物の仕方。
- ・健康・安全に気をつける。
- ・社会のしくみを知り、自分の生活に生かそうとする力を育てること。

（産業、農業、家庭生活…）

5 小学生は子どもとは言え、一人の立派な消費者である。しかし、自分で稼ぐわけではないので、お金の本当の価値や得るための大変さを知らずに、消費だけをするというある意味偏った存在でもある。そこで、まず押さえておきたいことは、お金の価値を理解させることだと考える。そうすれば、大事なお金を無駄には使う気には、ならないであろう。これが消費生活の基礎となり、丁寧かつ計画的な消費生活の第一歩を、踏み出せるのではないだろうか。

6 近年、高度情報化社会の日本で、子どもたちは多くの情報にさらされている。また、情報は受け取るだけでなく、無料通話や、SNS、オンラインゲー

ムなどを通じて、発信も容易にできるようになってきている。それら多くの情報に囲まれている子どもたちにとって、消費者として、消費生活に関することを正しく理解し、関心を高めていく『消費生活に関する教育』は、とても大切なことと考える。

具体的には、低学年では、生活科でまちたんけんに出ることで身近なもの売る側、買う側があることに気づけるような体験活動をする。中学年では、社会科で消費者側の工夫が、販売者側の工夫と結び付いていることを学習する。さらに高学年では、家庭科を主として、かしこい消費者になるために、契約までを学習する。

- 7 以前学校に小遣い帳が送られてきて、子どもたちに計画的なお金の使い方を指導したことがあったが、実際には月極のお小遣いをもらっていない児童もいて一斉指導は難しかった。保護者の考え方も様々で難しいところあると思う。しかしながら、学校教育で環境教育に力を入れるようになってから、家庭でのゴミの分別やリサイクル・リユーズが進んだということもある。そのような観点から考えると、「消費生活に関する教育は」消費者の利益を尊重する教育として行われなければならないと考える。

小学生には難しいかもしれないが、キャリア教育とも結びつけ、自分達が使っているお金は誰がどのようにして手に入れているのか。消費する中で誰にどのような恩恵があるのか。学ばせる必要があると考える。

- 8 食品偽装や契約トラブル等が社会問題となっている昨今、児童の消費者として必要な資質や能力を育成するために、家庭科の「身近な消費生活と環境」に示された学習内容を授業や学級指導・生徒指導を通して、消費者に必要な実践的な態度を育てている。
- 9 ① 算数でいう「見積もり算」、「概算」、「四則演算」の技能育成。
- ② 算数でいう「百分率と割引」、「比較によるお買い得感の判断」や「単位換算による比較能力」などの思考力、判断力の育成。
- ③ 家庭での家計簿、お小遣い帳などによる計画的な消費観の育成。
- ④ 総合的な学習の時間でいう、キャリア発達や職場体験。

⑤ 社会科でいう、スーパーマーケットの仕組みなど流通から消費まで。

⑥ 生活科でいう、食物の栽培や収穫。

- 10 社会経済の仕組みの変化の中で、消費者トラブルは複雑化している。その中で、自ら進んで知識の修得や情報の収集を行い、考え、行動できる「自立した消費者」になるための働きかけこととらえている。

また、自分個人の消費満足を追求するだけでなく、自分の行動が社会や環境、国内外の経済に影響するという意識を持って生活し、社会の発展と改善に積極的に参加することもねらっている。

- 11 ○日常的な商品購入における種々の決済方法について

- 12 いわゆる「消費者主権」です。つまり、消費市場において品質的、また外部不経済につながるような企業の在り方そのものに問題があるような商品に対して、それらを駆逐したり、利益を上げさせなかったりする消費者行動です。具体的には商品やサービスの内容を吟味し問題がないか、また製造過程で環境に負荷をかけすぎているようなことはないか、といったことを常に考え、自主的に調べることができるようにしていく教育です。

- 13 ・商品の安全性などに関する基礎的知識を学ぶとともに、健康面や安全面などを考えた商品を選択し、また利用する知識を学ばせる（商品の表示やその意味などを理解する。）

・商品の選択に於いて、その商品に対する自己の欲求と必要性を適切に判断し、合理的に判断できる習慣を身につけさせる。

・契約の意味や内容、契約に伴う権利・義務を理解できるようにさせ、トラブルに巻き込まれないような知識を身につけさせる。（契約の意味、基本的な法律を理解させるとともに、金融経済の基礎的なしくみについて理解する。）

・商品の環境に関する情報を確認し、環境を考えた商品の選択、使用ができる基礎的な知識を身につける。）

・情報通信の適切な活用方法を知り、消費生活の向上に役立てるようにする。（情報通信の利便性や、危険性への理解、ネットなどのルールやマナーを理

解する)

14 消費活動を行う、将来の公民としての資質を高める教育と考えています。

\*具体的な回答をお求めですが、質問があまりにおおざっぱで具体的な回答が難しいです。

この設問に関する解答は、小学校と中学校とでは多少異なっている。

小学校においては、お金の価値について理解させること。それは消費生活の基礎となり、計画的な消費生活につながる。そして買い物行動をとおして金銭感覚や販売者側と消費者側の行動を考える。回答にもあったようにいわゆる消費者主権である。また、環境に優しい行動を取るための下地にも繋がること回答としてあげられており、これらの回答は両市においても同様なものであった。

中学校においては、公民としての資質を高める教育として自立した消費者になるため、自ら進んで知識の修得や情報収集を行う必要性について、そして商品選択において合理的に判断できる習慣を身につけさせるものとしている。また、個人の消費満足を追求するだけでなく、自らの行動が社会に大きな影響を持つことや、契約の意味や内容について考え、消費者被害に遭わないようにすることや、情報化社会に即応した適切な内容、環境に関する情報等も回答としてなされていた。これらの回答も両市において同様なものであり、特に差異は感じられなかった。

全体として言えることは、日常生活に関する経済のしくみを理解させ、将来の生活において自主的かつ有効的に活用できるような力をつけさせるよう教育することといえる。

「設問Ⅱ」では、授業内容を知るため具体的に学年・科目名・授業内容等について記載してもらった。また、「消費者教育の推進に関する法律」第5条地方公共団体の責務において、教育委員会と密接な連携の下、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた何らかのものが実施されているのかを知るためこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

A市

1 小学校5年生 家庭科

単元名「じょうずに使おう 物 お金」(4時間)

1. 物やお金の使い方を見直そう(2時間)

2. 買い物のし方を考えよう(2時間)

教科書に準じて行っている

2 5年生

「家庭」

構成 1、物やお金の使い方を見直そう。(2時間)

2、買物のしかたを考えよう。(2時間)

3 ・5年生の家庭科で実施しました。自分の家の買い物から、消費生活について学習しました。

・いいえ

4 3年生 社会科 総合的な学習の時間

スーパーマーケット見学 実際の買い物体験

全学年 PTA バザー 買い物

6年生 修学旅行 お土産の購入

5年生 林間学校 お土産の購入

特に独自の講義内容は提供していない。

5 3年社会科:「はたらく人とわたしたちのくらし」

4時間 近くのスーパーなどでの買い物について考える。

リサイクル、消費期限、賞味期限を知る。

5年家庭科:「じょうずに使おう物やお金」

4時間 物やお金の使い方を見直したり、買い物のしかたを考える。

カードや、電子マネーについて考える。

6 対象学年…5、6年生

科目……家庭科

内容……よりよい家庭生活にするために

①洗濯・調理実習 ②買い物計画

③住まい方・着方など

7 5年生 家庭科(4時間) 2月

身近な消費生活と環境として、物や金銭の使い方と買い物の仕方の学習を通して消費というものについて考えさせている。

社会科(5時間) 10月

食糧生産地の努力や工夫の学習を通じて消費というものについて考えさせている。

キャリア教育 12月

キッズニアでの職業体験をはじめとするキャリア教育を通して、消費というものについて学習してい

- る。
- 3年生 社会科（9時間）9月  
 地域の人々の生産や販売について、それらの仕事に携わっている人々の工夫について話を聞いたりし食べたりする学習を通して、消費について考えさせている。
- 8 ・3年生社会科、スーパーマスタに行く  
 ・4年生社会科、浄水場・清掃工場・銚子港ヒゲタ醤油  
 ・5年生、スバル自動車工場
- 9 当該区域の社会的、経済的状況に応じた独自の講義内容を提供しておりますか。…いいえ  
 5・6年の家庭科の年間計画の中での実施または実施予定  
 <5年>  
 ・「わくわくミシン」「元気な毎日と食べ物」…制作する布や調理する食品の「選び方」や「買い方」の指導  
 ・「じょうずに使おう物やお金」…自分の生活を振り返らせ、物や金銭の使い方について話し合いまとめる。また、おこづかいの使い方など子どもの実生活に関わりの大きい点については、重点的に指導。  
 <6年>  
 ・「くふうしよう楽しい食事」…品質よく無駄を出さない工夫について  
 ・「考えようこれからの生活」…自分の生活と環境のかかわりに関心を持たせ、大切に・無駄なく・再利用などの大切さについて学ぶ。  
 ※いずれも最高45分で実施
- 10 家庭科 5年生 お金の使い方  
 社会科 3年生 はたらく人とわたしたち  
         スーパーマーケットでの買い物調べ  
         4年生 住みよい暮らしをつくる  
         ごみが生まれ変わる（リサイクルについて）
- 11 ・3年 社会科（公民）  
 「わたしたちの暮らしと経済」17時間  
 収入にみあった支出や消費の選択について考える。
- ・3年 家庭科  
 「消費生活と悪質商法」12時間  
 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解する。  
 販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資、サービスの適切な選択購入及び活用が出来る。
- 12 ・3年 家庭科・「身近な消費生活と環境」・1時間  
 ・3年 社会(公民)・消費者の権利・2時間  
 ・2年 技術・情報基礎「ネチケット」等について・4時間  
 ・1年 道徳・被災地のその後・3時間  
 ・2年 道徳・被災地のその後・3時間  
 ・3年 道徳・被災地のその後・3時間
- 13 社会科・公民的分野の経済単元において、授業で行っている。内容としては、「消費生活の営み」「消費者の権利」「消費生活を支える流通」といったところであり、4～5時間扱いである。ただし、集中して行っているのがこの単元であり、地理的分野などでも必要に応じて取り上げることはある。  
 家庭科・身近な消費生活と環境単元において、「家庭生活と消費」「商品の選択と購入」「よりよい消費生活のために」という内容の授業を5～6時間扱いで実施している。  
 独自の講義については提供していない。
- 14 実施した学年 : 第3学年  
 実施した科目名 : 社会科（公民的分野）  
 講座内容 : 暮らしと経済  
 講義時間 : 50分×4  
 当該区域の社会的、経済状況に応じた独自の講義内容の提供 : していません。
- 15 上記した内容を第2学年の家庭科で実施している。（6時間）  
 また、第3学年の公民で実施している。（6時間）  
 職場体験学習第2学年（1月 2日間）  
 社会的・経済的状況に応じた独自の講義内容は実施していない。
- 16 第3学年の公民的分野で実施している。  
 身近な地域をなるべく意識した授業を組み立てる努力をしている。

- B市
- 1 2年生：「生活科」まち探検の中で、学区内のお店や施設についての学習をした。
  - 3年生：「社会科」スーパーマーケットの見学を通して、店内の商品の流通及び買い物仕方の学習をした。  
校外学習では、毎年工場見学を行い、牛乳や食料品などがどのように作られ、店頭と並ぶのか流通についての学習をした。
  - 5年生：「わたしたちの生活と食料生産」身近にある広告やインターネットでの生産物や興業製品を確認し、流通についての学習をしていく。校外学習では自動車工場を見学し、製品が作られるまでの過程について学習した。
  - 5年生：家庭科「上手に使おう物とお金」お金や資源の大切さに気づき、計画を立て、適切な買い方や使い方を学習する。
  - 6年生：「修学旅行」お土産の買い物学習
  - 2 6年生の家庭科で「じょうず使おう物とお金」の単元で、物やお金の使い方を見直したり、計画的に買い物ができるよう考えたりする授業を2時間行った。
  - 3 1、2年生の算数科の学習において、買い物を想定した学習材を使い四則計算について学んでいる。  
3年生では、社会科の学習において、食品の流通について学んでいる。  
全学年を通して、道徳に時間を使い、お金の使い方、物品を大切に使うこと考えさせ、実行できるように取り組んでいる。
  - 4 ・2年生 生活科 町 大好き 等  
・3年生 社会科 店で働く人 等  
・4年生 社会科 ごみの処理と利用 等  
・5年生 社会科 これからの食料生産とわたしたち  
家庭科 じょうずに使おう 物とお金 等  
・6年生 家庭科 金銭や物の使い方を考えよう 等
  - 5 3学年の社会科の学習の一環で、スーパーマケ  
ット見学を実施し、その際に家の方からの注文をもとに、300円以内の買い物体験を実践している。(45分×2時間)
  - 6 当該区域の社会的、経済的状況に応じた独自の講義内容については、特になし。実施については、教科ごとに単元指導計画に則って以下のとおり。  
2年生活科「わたしたちの町はっけん」(32時間)  
・「町はっけん」に再度出かける計画を立て、安全に実行し、町の人や場所・ものとのかかわりを深めるとともに、発見したことを工夫して表現することができる。町には様々な人が生活や仕事をして活躍していることに気づくことができる。  
3年社会科「店ではたらく人」(14時間)  
・消費者側の工夫(安い、安全、新鮮、便利さなどを求める)が、販売者側の工夫(サービス)と結び付いている。  
・地域には様々な商店があり、それぞれの特色を生かして仕事を工夫して、消費者である地域の人々の生活を支えていることを理解している。  
4年 社会科「住みよいくらしをつくる(水はどこから)」(12時間)  
・飲料水の確保と自分たちの生活や産業とのかかわりや、飲料水を確保する対策や事業が計画的、協力的に進められ、地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを理解し、節水など水資源を守るために協力できることを考え、取り組もうとする。  
・飲料水を確保するための対策や事業から学習問題を見だし、施設・設備を調査、見学したり資料を活用したりして調べたことを白地図や作品にまとめるとともに、これらの対策や事業が地域の人々の健康の維持向上に役立っていることを自分たちの生活との関連づけて考え、適切に表現する。  
5年 社会科「わたしたちの生活と食料生産」(26時間)  
・我が国の農業や水産業について、様々な食料生産が国民の食料生産を支えていること、食料の中には外国から輸入しているものがあることや、我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の様子、食料生産に従事している人々の工夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸などの働きを理解する。



・庄内平野で生産された米が消費者に届けられるまでの様子を調べ、生産地と消費地を結ぶ運輸の働きや、生産や輸送にかかる費用と米の価格の関係について話し合う。

・水あげされたまだいがどのように消費地に運ばれるのかを調べ、新鮮なまま消費地に運ぶための工夫について発表する。生産地と消費地を結ぶ運輸の働きの大切さや、魚にかかわる費用と価格の関係について話し合う。

・消費者や生産者の願いにこたえる食料生産について、学習問題をつくり、調べることを整理する。

・宮崎県で生産されたきゅうりが消費地に届けられるまでの様子を調べ、新鮮なまま届けるための工夫や運輸の働き、生産や輸送の費用をおさえるための工夫について話し合う。

・シート工場を調査したり、写真や映像などの資料を活用したりして、自動車の部品がどのようにつくられ組み立て工場に運ばれているかを調べ、わかったことを発表し合う。

・消費者が自動車を注文してから、生産されて届くまでの過程を、写真や映像、地図などの資料を活用して調べ、わかったことをわかりやすくまとめる。

・自動車事故の写真やグラフなどから、安全についての対策や消費者のニーズに合った製品の研究開発などについて調べ、これからの工業生産に大切なことを話し合う。

5年 家庭科 「じょうずに使おう 物やお金」(4時間)

・物や金銭の使い方に関心を持ち、適切に買い物をしようとする。

・目的に合った物の選び方や買い方ができる。

6年 家庭科 「くふうしよう 朝の生活」(10時間)

・朝食のおかずづくりの計画を立て、必要な材料を準備する。

・材料の買い方、選び方、保存のしかたを調べ、実習に生かすようにする。

7 3年生社会科…買い物調べ

特別支援学級…生活単元学習（かいもののしかた）

6年生家庭科…計画を立てて買い物をし、献立作りをしよう。

8 5・6年 家庭科

教科書や家庭科ノートを活用した授業を通して物の選び方や買い方に関する基礎知識及び技能を身につけると共に、計画的に使い方を考えて購入できる態度を育てている。

9 ① 社会的、経済的状況に応じた内容精査は、行っていない。

② 教科・領域については、設問Ⅰにあるような単元を、当該学年及びスパイラルで実施。

③ 特別支援教育では、実際に地域のお店に行って買い物を経験させている。(往復2時間程度で、金銭を使用)

10 ・3年生の社会科、公民的分野の中の「くらしと経済」で4時間扱いの実施（かしこい消費生活のあり方や消費者としての自立について考えさせる。）

・3年生の技術・家庭科、家庭分野の中の「家庭生活と消費 商品の選択と購入よりよい消費生活」で3時間扱いの実施（自分の消費生活を振り返り、よりよい消費生活を送れるようにするためにはどうしたらよいかを考える。）

11 ○社会科の公民授業において、消費に関する単元で実施している。

12 ・実施学年 3年

・実施科目 社会科

・講座内容 単元「くらしと経済」・わたしたちの消費生活・消費者の権利

・講義時間 2単位時間

・独自の講義内容か 一般的な内容のみ

13 社会科公民的分野（3年）

○契約の重要性や個人の責任（1時間）

○消費生活はどのように営まれているか（1時間）

○消費者問題と行政の対応、法律関係（1時間）

地域にあった独自の講義内容は特に行っていないが、授業者の体験談など通しての授業を行った。

14 社会科3年公民的分野において2時間

家庭科3年1時間

当該区域に関する内容は扱っていません

\* 当該区域を文書の発送先である白井市と解釈しました。

なお、学習指導要領解説において各教科の目標が示さ

れている。消費生活に関連した教科としては、小学校では社会編、家庭編、生活編が、中学校では、社会編、技術・家庭編において扱われており、それぞれにおける教科目標は以下の通りである。

小学校学習指導要領解説 社会編<sup>1)</sup>においては次のことが教科の目標となっている。

「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」とあり、消費生活に関するものとして第3学年及び第4学年において「地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について」第5学年では「…国土の環境と国民生活との関連について」また第6学年では「…産業と国民生活との関連について」それぞれ理解できるようにしている。また第5学年では、「情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。」第6学年では「…国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。…実際の指導に当たっては、児童の関心や地域の実態に応じて、調査活動を取り入れたり資料を活用したりして学習が具体的に展開できるようにすることが大切である。」としている。

小学校学習指導要領解説 家庭編<sup>2)</sup>においては、教科の目標は「…日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、…家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。」となっている。家庭科の内容としては、「D 身近な消費生活と環境」の中において「(1) 物や金銭の使い方と買物について、次の事項を指導する。ア 物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えること。イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。」「ア…日常生活の中で有効に活用できているか、使い方に問題はないか、購入したものは自分の生活にとって必要かなどを考えるようにする。イ…購入する時は、店の人から話を

聞いたり、広告などを活用したりして整理し、選び方についてよく考えるとともに、購入の時期や場所など買い方を具体的に考えることができるようにする。」となっている。

小学校学習指導要領解説 生活編<sup>3)</sup>においては、教科目標は「具体的な活動や体験を通して、…自分自身や自分の生活について考えさせるとともに…、自立への基礎を養う。」であり、学年の目標と内容は「…集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。」である。

一方中学校におけるそれぞれの教科目標は以下の通りである。

中学校学習指導要領解説 社会編<sup>4)</sup>においては「第2章 社会科の目標及び内容」のうち、「公民的分野」において扱われており、目標の内の一は「(2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。」であり、学習の狙いは「…経済活動の意義が人間生活の維持・向上にあることを消費生活を中心に理解させるとともに、現実の生産や消費などの経済活動を取り上げて市場経済の基本的な考え方や職業の意義などを理解させること、また、国民生活と福祉の向上を図るために国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせることを通して、経済についての見方や考え方の基礎を養うことにある。」そして、内容として「ア 市場の働きと経済 イ 国民の生活と政府の役割」があり、「ア 市場の働きと経済」では、「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。」そのためには「経済活動の意義とは、人間の生活の維持・向上にあり、経済は生活のための手段にほかならないことを、生徒の身近な経済生活である消費を中心に理解させることを意味している。」次の「イ

1) 1 文部科学省 「小学校学習指導要領解説 社会編 平成20年8月」東洋館出版社 平成26年4月6版 p.10、p.13、p.18、p.48、p.66、p.88

2) 文部科学省 「小学校学習指導要領解説 家庭編 平成20年8月」東洋館出版社 平成25年6月5版 p.8、p.49、p.50、p.51

3) 文部科学省 「小学校学習指導要領解説 生活編 平成20年8月」日本文教出版 平成25年1月7版 p.9、p.15、p.27

4) 文部科学省 「中学校学習指導要領解説 社会編 平成20年9月（平成26年1月 一部改訂）」日本文教出版 平成26年1月一部改訂初版 p.93、p.94、p.103、p.104、p.106、p.107

国民の生活と政府の役割」では、「国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、…社会保障の充実、消費者の保護など、…国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。」また（内容の取り扱い）においては、「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。」とし「消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのように消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。」と記している。

中学校学習指導要領解説 技術・家庭編<sup>5)</sup>においては、「技術・家庭科の目標」として、「生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。」そのうち「家庭分野の目標」は「…生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、…これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。」であり、「身近な消費生活と環境」では、「社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点

から、消費のあり方や環境等に配慮した生活の仕方に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。」内容としては、(1)「家庭生活と消費」、(2)「家庭生活と環境」の2項目で「家庭生活と消費については「自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」および「消費者の基本的な権利と責任について理解し、消費者としての自覚を高めるようにする。消費者の基本的な権利と責任については、実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせるとともに、消費者基本法の趣旨を理解できるようにする。…なお、自分や家族に関わる消費生活の問題については、例えば、消費生活センターなどの各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ、消費者としての自覚を高めるようにする」である。

これらを踏まえて、各学校においては教科担当者らにより指導案が作成され授業が行われている。アンケート結果からは、両市とも概ね指導要領に沿った形で計画され実施されていることがうかがえる。ただ、アンケート結果から学校間においては、多少力の入れ方に差があることもうかがえる。消費者教育の推進に関する法律における区域内の社会的、経済的状況に応じた内容については、両市とも必ずしも有効な対応が取られているとは、アンケートの内容からはうかがい知れない。

地域との関わりが密である状況からして、区域内の状況を反映した取り組みが今後の課題となろう。そのためには、教育委員会は地方公共団体と緊密な連携を率先して取っていき、地域に応じた教材作成に当たる必要があらう。

（下につづく）

5) 文部科学省「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編 平成20年9月」教育図書 平成20年9月 p.11、p.38、p.39、p.66、p.67